## 令和3年度香川県特別会計補正予算議案

令和3年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、次に掲げる特別会計について歳入歳出それぞれ次のとおり補正する。

	補正前の額		補 正 額	計
中小企業高度化資金特別会計	181,651 千円	$\triangle$	60,473 千円	121,178 千円
臨海工業地帯造成事業特別会計	3, 967, 959		199, 539	4, 167, 498
集中管理特別会計	96, 459, 660	$\triangle$	2, 796, 678	93, 662, 982
証紙特別会計	2, 798, 733	$\triangle$	96,000	2, 702, 733
栗林公園特別会計	309, 678		10, 122	319, 800
吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	1, 353, 193	$\triangle$	865, 535	487, 658
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	321, 654	$\triangle$	128, 183	193, 471
沿岸漁業改善資金特別会計	132, 643	$\triangle$	7,008	125, 635
駐車場事業特別会計	393, 797	$\triangle$	5, 370	388, 427
内陸工業団地造成事業特別会計	41, 428		1	41, 429
県立大学特別会計	874, 140	$\triangle$	25, 437	848, 703
奨学金特別会計	535, 865	$\triangle$	43, 410	492, 455
県債管理特別会計	92, 246, 022	$\triangle$	1, 077, 532	91, 168, 490
国民健康保険事業特別会計	102, 280, 099		1, 029, 587	103, 309, 686
	臨海工業地帯造成事業特別会計 集中管理特別会計 証紙特別会計 要林公園特別会計 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計 沿岸漁業改善資金特別会計 駐車場事業特別会計 内陸工業団地造成事業特別会計 県立大学特別会計 県債管理特別会計	中小企業高度化資金特別会計181,651 千円臨海工業地帯造成事業特別会計3,967,959集中管理特別会計96,459,660証紙特別会計2,798,733栗林公園特別会計309,678吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計1,353,193番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計321,654沿岸漁業改善資金特別会計132,643駐車場事業特別会計393,797内陸工業団地造成事業特別会計41,428県立大学特別会計874,140奨学金特別会計535,865県債管理特別会計92,246,022	中小企業高度化資金特別会計 181,651 千円 △   臨海工業地帯造成事業特別会計 3,967,959   集中管理特別会計 96,459,660 △   証紙特別会計 2,798,733 △   栗林公園特別会計 309,678   吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計 1,353,193 △   番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計 321,654 △   沿岸漁業改善資金特別会計 132,643 △   駐車場事業特別会計 393,797 △   内陸工業団地造成事業特別会計 41,428   県立大学特別会計 874,140 △   奨学金特別会計 535,865 △   県債管理特別会計 92,246,022 △	中小企業高度化資金特別会計 181,651 千円 △ 60,473 千円 臨海工業地帯造成事業特別会計 3,967,959 199,539 集中管理特別会計 96,459,660 △ 2,796,678 証紙特別会計 2,798,733 △ 96,000 栗林公園特別会計 309,678 10,122 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計 1,353,193 △ 865,535 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計 321,654 △ 128,183 △ 128,183 △ 128,183 △ 128,183 △ 132,643 △ 7,008 駐車場事業特別会計 393,797 △ 5,370 内陸工業団地造成事業特別会計 41,428 1 및立大学特別会計 874,140 △ 25,437 奨学金特別会計 535,865 △ 43,410 県債管理特別会計 92,246,022 △ 1,077,532

<sup>2</sup> 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条 地方自治法(昭和	122年法律第67号)第213	3条第1項の規定により翌	年度に繰り越して使用す	ることができる経費は、	「第2表	繰越明許費」によ
(地方債の補正)						
第3条 地方債の変更は、	「第3表 地方債補正」	による。				